

第6章 健康増進

健康増進法に基づく保健事業は、主に壮年期からの健康づくり、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図ることにより、健康寿命の延伸を目指している。この事業には、「健康教育」、「健康相談」、「健康診査」、「訪問指導」、「がん検診」等がある。保健所は、これらの事業が実施主体である市において、総合的に実施されるよう、助言および技術的支援を行っている。

平成30年度は、岐阜県健康増進計画「第3次ヘルスプランぎふ21」及び「第3次がん対策推進計画」が策定された。各計画に基づき、生活習慣病対策支援事業や市担当者会議の機会において助言を行った。

平成29年12月に「岐阜県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（岐阜県医師会、岐阜県糖尿病対策推進協議会、岐阜県）が策定された。本プログラムを地域で推進するための方策を平成31年2月に協議した。結果、来年度に「中津川・恵那地域糖尿病性腎症重症化予防プログラム連携会議」を設置し、協議と取組をしていくことになった。